

農業委員会だより

平成21年12月に施行された農地法の改正により、相続などで農地の権利を取得された方は、相続後10か月以内に農業委員会へ届出をするよう定められました。

農地の相続をされた方は農業委員会へ届出をお願いします

農業委員会では、相続をされた方が地元を離れているなど、自分で耕作が出来ない場合、農地の管理についてのご相談や、地元の借手を探すなどのお手伝いをして、

◆申請が必要な方
平成3年4月2日以前に生まれた方で、平成23年1月1日現在、町内に住民票を有しており、次の①または②の条件を満たす方
①10オール以上の農業経営者。またはその配偶者・及び同居の親族で年間60日以上農業に従事している方。
②農業生産法人の社員・従業員で年間60日以上農業に従事している方。

◆申請書は12月下旬より、区長を通じて各農家に配布します。
【お問い合わせ先】
選挙管理委員会事務局 ☎52-7111

農業委員会委員選挙人名簿を作成します

町選挙管理委員会では、毎年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を作成します。次に当てはまる方は、申請をお願いいたします。

◆申請が必要な方
平成3年4月2日以前に生まれた方で、平成23年1月1日現在、町内に住民票を有しており、次の①または②の条件を満たす方
①10オール以上の農業経営者。またはその配偶者・及び同居の親族で年間60日以上農業に従事している方。
②農業生産法人の社員・従業員で年間60日以上農業に従事している方。

◆申請書は平成23年1月7日(金)までに区長を通じて農業委員会事務局へ提出して下さい。
※農耕の業務を営んでいても、選挙人名簿に登録されていないと投票もリコールもできません。申請漏れのないようご注意ください。

なお、新規登録される場合は、区長・町農業委員会事務局・町選挙管理委員会事務局より申請書を受け取ってください。
◆申請書は平成23年1月7日(金)までに区長を通じて農業委員会事務局へ提出して下さい。

農地転用には県知事の許可が必要です

◆農地転用とは？

農地を宅地や資材置き場、駐車場など、農地以外に変えることをいいます。

◆なぜ許可が必要？

私たちの命を育む大切な食べ物を生産する農地を守っていく必要があります。このために、農地を転用する場合には農地法で一定の規制がかけられています。

◆対象となる農地は？

全ての農地が転用許可の対象となります。

◆一時的な農地転用とは？

農地を一時的に資材置き場などに利用する場合も、転用許可が必要です。

◆許可なく転用したら？

許可を受けずに転用したら農地法違反です。知事は工事の中止や原状回復命令をすることができます。また、これに従わなかった場合は3年以下の懲役、または300万円以下の罰金が課せられます。

◎農地法の申請締め切りは毎月15日です。

12月の締め切りは10日(金)となっています。申請する予定のある方は、事前に地元農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。

【お問い合わせ先】

農業委員会事務局 ☎52-5861

地域でのスポーツ活動の新しい拠点

『氷川町総合型地域スポーツクラブ』だより Vol.5

<活動報告>

ひかわスポーツクラブ「体験教室」の広報のため、各小学校の1～3年生を対象に「子どもスポーツ教室」を実施しました。

<指導者>

NPO法人スポーツクラブ・エスペランサ熊本 齋藤久允さん(たこやきコーチ) 池崎弘幸さん(いけコーチ)



今回実施した「子どもスポーツ教室」は、4歳～小学3年生までを対象として、部活動前の基礎体力作りと子どもの可能性を伸ばすいいプログラムになっています。その他にも「4歳～一般の方」まで「計8種目」のプログラムを用意しています。みなさん是非体験してみてください。

ひかわスポーツクラブ「体験教室」参加者募集中

参加費(一律400円)と保険料(年齢により異なる)を一度お支払いいただくと11月20日～2月13日の間、好きなプログラムに参加できます。

プログラムや申込方法などの詳細については、広報紙11月に折込、または文化センター・氷川町公民館に配付しています『ひかわスポーツクラブ「体験教室」参加者募集』のチラシをご覧ください。

【実施種目】

子どもスポーツ教室、サッカー、健康カンフー、陸上、太極拳、カラオケ、バドミントン、ミニバレーボール
※プログラムによっては、年齢制限などがあります。

ひかわスポーツクラブは、申込をすると「すべての種目に参加できます」。但し、プログラムによっては年齢制限がありますので、ご了承ください。



融和・健康・地域の元気づくり スポーツ振興くじ助成事業

お問い合わせ先 氷川町文化センター内 生涯学習課 ☎52-5860(直通) FAX52-7060